

箱根土曜塾からのお知らせ No. 1

～「箱根土曜塾」の受講生を募集します!～

高等学校入学試験の受験対策として、中学3年生を対象に「箱根土曜塾」を開講します。志望校合格を目指して、一緒に受験勉強を頑張りませんか？

❖対象生徒	町内在住の中学3年生
❖科目	英語・数学 ※冬期講習および受験直前には理科・社会を追加します。
❖開講場所	社会教育センター（小涌谷520番地）
❖教材費	一人につき 月3,000円 ※要保護世帯または生活保護法に基づく保護を受けている世帯および準要保護世帯については、1/2を減免（月1,500円）
❖開講期間・回数	8月上旬から翌年2月上旬まで・延べ30回（予定） ※毎週土曜日開講を基本とし、夏期・冬期講習も実施予定
❖開講時間	9時から16時まで
❖講師	「箱根土曜塾」の運営を委託する民間の進学塾の講師
❖特徴	受講生の学力に応じて5つのグループ（5～6名）に分かれ、各グループに1名の講師が付き、受講生に合わせたプログラムにより授業を行います。
❖提出書類	所定の受講申込書 ※減免対象世帯については、後日、減免申請書も提出してください。
❖提出場所	教育委員会学校教育課
❖申込期限	5月31日（火）
❖その他	昨年度受講者（現・高校1年生）からの、箱根土曜塾の受講をすすめる声を一部紹介します！ ○先生が優しいので、安心して楽しく受けられる ○受験対策がよくできる ○分からないところを克服できる

申込・照会先 教育委員会学校教育課 ☎85-7600（直通）

箱根町『分離型』一貫教育のはなし

令和4年度がスタートした4月1日、各小・中学校の教職員への辞令交付を行いました。今回、新たに着任した方が9名、箱根町内で異動した方が2名でした。

辞令交付式では、井上教育長から教職員に向けて「箱根町は『職員配置が充実』、『児童・生徒の給食費が無償』等、教育に対してとても手厚い」ことや、「一貫教育に取り組んでいるので、小学校間の横の連携だけでなく、園・小・中の縦の連携もしっかりできている」といった内容の話がありました。

また、辞令交付式の終了後には、指導主事が今回着任した教職員を対象に研修を行いました。研修では、「『箱根を愛し（箱育）かしく（知育）やさしく（徳育）たくましく（体育）』を各学校・園の共通の合言葉として、園・小・中が一体となって『箱根教育』を推進している」ことや、「一貫教育の取組として、『授業や行事の交流』、『スクールバスを活用した校外学習』等を実施している」といった内容について、写真等を交えて説明しました。

このように、教職員が箱根町に着任した初日から、園・小・中一貫教育について共通理解してもらう機会を意図的に設け、すべての教職員が同じ方向を向いて一貫教育に取り組んでいくことができるようにしています。

辞令交付式とその後に行った研修の様子



教職員に向けて話をする井上教育長



箱根の一貫教育について説明する中村指導主事

奨学金制度が新しくなりました!

修学資金の貸与

高等学校卒業を入学資格とする専門学校・短期大学・大学に入学している学生に、授業料・通学費・家賃などの経費として年額（上限）30万円、**最長4年120万円を貸与**します！

また、令和5年度以降の新1年生の方は、**入学資金として80万円の貸与も可能**です。

返還期間の延長

令和4年4月以降に返還を開始する方については、高等学校及び専門学校・短期大学・大学の**奨学金や入学資金貸付金の返還期間を10年に延長**しました！延長することにより毎月の支払金額を減額することができます。

減免制度の開始

令和4年4月以降に返還を開始する方については、**返還を開始した月から10年以内に通算5年間、町の住民基本台帳に登録があった場合、返還金額の20%を減免**します！

さらに、**住所と勤務場所がともに町内の場合、返還金額の30%を減免**します。

照会先 教育委員会学校教育課 ☎85-7600（直通）

令和5年成人式実行委員を募集します!!

来月1月9日（月）成人の日に開催を予定している成人式を、20歳を迎える皆さんで組織する「実行委員会」により運営します。

人生の大きな節目となる20歳の記念に、あなたが考えるアイデアを盛り込んで、「実行委員会」の企画・運営をしてみませんか。

応募資格 来月1月に成人式を迎える方（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、町内に在住の方）
※町外にお住まいでも、実家などが町内の方は応募できます。

募集人数 10人程度

申込方法 6月30日（木）までに、電話かメールで連絡してください。

令和5年以降の成人式について

令和4年4月1日の民法改正により、成年年齢が18歳に引下げられましたが、箱根町の成人式はこれまでと同様に「20歳」を迎える方を対象

に開催します。

成人式の具体的な内容については、成人式実行委員会決定します。

詳細については、町ホームページを確認してください（箱根町成人式で検索）。

申込・照会先

教育委員会生涯学習課

☎85-7601

✉shougai@town.hakone.kanagawa.jp

令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例について

令和3年度の固定資産税の課税について、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられました。この特別な措置の適用対象となった土地に限り、令和3年度の価格について審査の申出をすることができます。審査の申出をすることができます。期間は、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書を受け取った日後15月を経過する日までの間です。

照会先 税務課（資産税係）
☎85-17750

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに

引越しをされた方は、現在住んでいる寮・アパート等が住所登録地になります。そのため、住民基本台帳法に基づき、転出・転入等の住民異動届出をする必要がありますので忘れずに手続きしてください。

【引越し前】

市区町村の窓口に転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。または、郵送で転出届を提出し、転出証明書を受け取ることもできます。

【引越し後】

転出証明書を添えて、市区町村の窓口に転入届を提出します。転入届は引越しをした日から14日以内に提出してください。

「マイナンバーカード」や「住民基本台帳カード」も住所変更の手続が必要となりますので、転入届の提出時に持参してください。

照会先 町民課
☎85-17160